

経営健全化支援資金（物価高対策）の創設について

経営・創業支援課

1 趣旨

中小企業者に深刻な影響を及ぼす外的要因は、新型コロナウイルス感染症から材料価格やエネルギーコスト等の物価高に移行し、利益率の低下による経営圧迫が資金需要を高めていることから、県制度資金に新たな資金を創設する。

2 支援のポイント

- 同資金は経営健全化支援資金（新型コロナウイルス対策）（以下コロナ対策）の後継資金
⇒コロナ対策は令和5年度をもって終了予定
- 物価高の影響を受ける中小企業者を幅広く支援するため、売上または利益率減少要件は5%
- 貸付利率は年1.2%（コロナ対策、災害対策資金を除き、最も低利に設定）
- 令和6年度当初を前倒し、令和5年12月に創設

3 貸付条件

経営健全化支援資金（物価高対策）

| | |
|-------|---|
| 貸付対象者 | 急激な物価高の影響を受け、最近3か月の売上高または収益性 [*] が、前3か年のうちいずれか同期に比べ5%以上減少 ※収益性＝売上高営業利益率（営業利益÷売上高） |
| 貸付限度額 | 設備資金6,000万円、運転資金8,000万円 |
| 貸付利率 | 年1.2% |
| 貸付期間 | 設備資金10年（据置2年）、運転資金7年（据置2年） |
| 信用保証料 | 0.45～2.2% → 県及び市町村補助により 0 [*] ～0.44%以内 ※セーフティネット保証等を利用した場合は自己負担なし |
| その他 | 借換での利用は不可 |

4 利用見込額

設備資金10億円、運転資金50億円（既決予算対応）

5 施行日

令和5年12月1日



しあわせ信州

長野県産業労働部
令和5年12月1日現在

長野県中小企業融資制度のご案内

創設

経営健全化支援資金 (物価高対策)

| | | | |
|-------|-------|---|---------|
| ご融資条件 | 貸付限度額 | 【設備資金】 | 6,000万円 |
| | | 【運転資金】 | 8,000万円 |
| | 金利 | 年1.2% | |
| | 貸付期間 | 【設備資金】 10年以内 (据置2年) 【運転資金】 7年以内 (据置2年) ※借換不可 | |
| | 貸付対象者 | 急激な物価高の影響を受け、最近3か月の売上高または収益性(※)が、前3か年のうちいずれか同期に比べ5%以上減少 ※収益性 = $\frac{\text{売上高営業利益率}}{\text{営業利益} \div \text{売上高}}$ | |
| | 信用保証料 | セーフティネット保証を利用の場合は、保証料全額補助 | |
| | 必要書類 | ・ 経営向上計画書 ・ 売上の減少を確認できる資料 (この他、共通提出書類等が必要となります) | |

留意事項

1. 本制度は、事業実績 **1年未満**の事業者様はご利用が出来ません。
2. 貸付対象者の「最近3か月」は、直近3か月の中で最新の書類(試算表等)が作成されている月及び、その前の2か月分を指します。
3. 借換を含む利用は出来ません。

本制度に関するお問い合わせ先：県地域振興局商工観光課又は経営・創業支援課 (TEL026-235-7200)